

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、市（区）役所または町村役場の国民年金担当係または年金事務所へお尋ねください。（20歳前に就職して厚生年金等に参加中の方は、加入手続きは不要です。）

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市（区）役所または町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

◇国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	第2号被保険者に扶養されている配偶者	会社員、公務員など
保 険 料	国民年金保険料 【定額】15,100円 (平成22年度)	被保険者本人は保険料負担を要しない。 配偶者の加入している年金の保険者が負担	厚生年金保険料率 16.058% (平成22年9月現在) 労使折半で保険料負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成21年4月1日より、それまでの1/3から1/2へ引き上げられました。		

◇年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、全ての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況等がこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。